

下となったときの運転速度は毎時 15km 以下とし、先行車両が停止したときは 3m 以上の距離を置いていったん停止しなければならない。

エ 後位の運転室で操縦する場合の運転速度、退行運転の場合の運転速度、入換運転の場合の運転速度、鎖錠されていない転轍器（てんてつき）を対向して通過する場合の運転速度は、おのおの毎時 15km 以下である。

オ 車両が曲線を通過する場合の制限速度は車両の安定度に応じ、軌道経営者において定め、その制限速度をこえて運転してはならない。

カ 車両が下り勾配線を通過する場合の制限速度は車両の制動距離に応じ、軌道経営者において定め、その制限速度をこえて運転してはならない。

キ 保安方式 複線運転を行っている区間、全線を通じて 2 個以上の車両を運転しない線区、全線を通じて最高速度毎時 25 km 以下で平均速度 16 km 以下の線区は保安方式を施行しなくてよい。その他の線区は保安区間を設けて保安方式を施行することになっている。

ク 軌道信号として鉄道信号と異なった信号現示方式を定めている。——軌道法。地方鉄道運転規則。（高野唯治）

きどううんゆきてい 軌道運輸規程 鉄道の運輸営業については、鉄道営業法および鉄道運輸規程が定められているが、軌道にはこれらの法令が適用されないから、これにかわるものとして軌道運輸規程が大正 12 年鉄道省令第 4 号をもって制定された。その内容は総則、旅客運送、荷物運送および罰則の 4 章 22 条から成っている。

鉄道と軌道とはひとしく陸上の交通機関であるが、軌道は道路上に敷設されることが原則であるため、その適用法令もべつになっているが両者に共通の事項も相当多い。すなわち軌道運輸規程において鉄道営業法または鉄道運輸規程を準用する事項としては、一定の条件を具備した場合の運送引受義務、運賃償還の消滅時効、旅客・荷主および公衆の係員指示にしたがう義務、旅客運賃の正算払要求、客車内持込禁制品の範囲、直に運送を為し得べき貨物の受取義務および運送順序、運送品の種類・性質等の明告および点検、引渡期間経過後の引渡不能貨物に対する損害賠償、運送品の寄託権および所有権取得、一般貨物の積卸負担責任、危険品の品名詐称および運送状記載運賃不足の場合の運賃増運賃の併収、運送状および貨物引換証の記載事項、保管料・留置料の請求権、一時預り品の滅失・き損に対する損害賠償、荷物事故に対する証明義務、運賃・料金の支払義務などである。

また鉄道と同じ趣旨によって定められているが、内容に若干相違のある事項としては、運賃・料金その他の運送条件の公示、運賃表・運転時刻表などの掲出、乗車券の検査・取集に応じる義務などである。

さらに鉄道と異なった規定、すなわち軌道独自の規定のうち、おもなものを挙げるとつぎのとおりである。

1 公告期間 運賃・料金その他の運送条件を加重しようとするときは、地方鉄道は 7 日間以上公告を要することになっているが、軌道は軌道運輸規程第 2 条第 2 項の特例に関する件（昭和 22 年運輸省令第 16 号）によって公告期間を要しない（第 2 条）。

2 小児運賃 均一制運賃制度を採用している軌道および主として市街地内の運輸を目的としている軌道では、旅客に同伴される無賃扱以外の 12 才未満の小児に対しては小児運賃（半額）を設けなくてもよい（第 6 条）。

3 車内喫煙 市街地を運転する客車内および軌道においてとくに指定した客車内では喫煙を禁止する（第 7 条）。

4 同車運送 長尺物、重量品、かつ大品、危害を他におよぼすおそれのある物品ならびに臭気を発し不潔な物品は、旅客と同一の車両で運送してはならない（第 11 条）。

5 危険品運送 軌道は火薬類その他の危険品を運送してはならない（第 12 条）。

6 死体運送 死体を運送する場合は、託送者が付添人を付けてその積卸しをさせる（第 13 条）。

7 小動物運送 犬その他の小動物を託送する場合は、逸出するおそれのない容器に容れなければならない（第 14 条）。

8 荷物引取 運送状の交付を請求しない荷物が到着したのち 6 時間以内にこれを引取らないときは、荷物保管料を請求することができる（第 15 条）。

9 特例扱 軌道の運輸は原則としてこの規程によることになっているが、特別の理由があれば運輸大臣の許可を受けてこれによらないことができるばかりでなく、運輸大臣は軌道の状況によって、この規程以外の特別の運輸を命ずることができる（第 1 条）。——軌道法。地方鉄道法。（高橋与三吉）

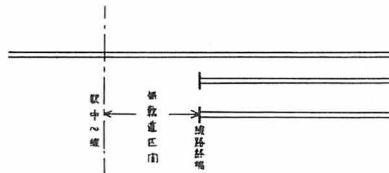
きどうえんちょう 軌道延長 敷設された軌道（鉄道線路）の実測の長さの合計、換言すると全部の軌道を 1 本につないだ長さをいう。

その算定は本線、準本線については軌道本数にその区間の「線路延長」を乗じ、また側線および専用側線については、敷設軌道の実測キロ程を集計した全延長 km を基準とし、キロ程伸縮の差（停車場移転、勾配[こうばい]変更、曲線緩和等改良工事のため、最初の実測距離に変更のあったときの差）を差し引、さらに併用軌道（駅から他の線が分岐する場合、ある距離だけ線路を共用し、途中から分れるとき、その共用区間）のキロ程と、無軌道区間のキロ程とを引いて計算する。

無軌道区間

は図のように分

岐駅において、分岐線の終端が駅中心に達しないときなどに生ずる。「線路延長」は駅中心間ではかるため、上記の場合実際は線路延長より少ないこととなる。この少ない部分を無軌道区間という。（田中一郎）



きどうかいろ 軌道回路（英）track circuit 電源が軌道変圧器または電池であり負荷として軌道継電器を接続し、その間の導線の大部分として軌条を利用した電気回路。軌条を導線として使用し、その両端を軌条絶縁で区切られた電気回路であり、一般の電線を導体とした電気回路すなわち線条回路の対語である（図-1）。

軌道変圧器または電池を電源として限流装置を通して送電し、ボンドによって接続された軌条を導体として、軌道継電器を働かせるものが軌道回路であって、理論的には軌条インピーダンスと砂利漏えい抵抗とから成立つ分布定数回路の特殊な場合である。軌道回路は信号保安装置の基本であって、これを構成する軌道の部分の列車の有無を該装置に反映させるものである。この軌道の部分に列車が進入すると、その両軌条間が車軸によって短絡され、軌道継電器には電流がほとんど流れなくなり、その軌道継電器は動作を失い、これによってその部分の列車の存在がチェックされるのである。軌道回路を種々な面から分類